

「核兵器禁止条約」発効を歓迎し、同条約への速やかな加入を求める決議

2017年7月7日、国連総会において、核兵器禁止条約（以下「本条約」）が国連加盟国の約3分の2に相当する122か国・地域の賛成で採択された。その後、2020年10月24日、批准国が本条約発効に必要な50か国に達し、2021年1月22日の発効が確定した。これによって、核兵器使用の違法性と反人道性が歴史上初めて国際原則として確立されることとなる。

核兵器禁止は1945年8月6日の広島への原爆投下、8月9日の長崎への原爆投下による被爆者と日本国民の悲願である「核のない世界」の実現に向かう重要な一歩である。本条約前文で、核兵器が二度と使用されないよう保証するための唯一の方法は「核兵器の完全な廃絶である」と明記し、法的拘束力のある核兵器の全面禁止を求めている。しかし、唯一の被爆国である日本政府は、アメリカの核の傘にあることを理由とし、「核兵器国のみならず、非核兵器国からの支持にも十分に広がりがあるのか」ということがある（10月26日・加藤官房長官会見）と傍観したうえ、「署名は行わないという考え方に変わりはない」（同）と本条約に反対する姿勢を取り続けている。

広島・長崎から75年が経過した現在、世界には依然として約1万3000発もの核兵器が現存している。グテーレス国連事務総長が「核兵器保有国間の関係は分断と不信、対話の欠如という様相」（9月25日メッセージ）と憂慮しているとおり、今こそ軍縮と核兵器の削減、廃絶にむけた対話を加速しなければならない時である。本来、かつての惨禍を日本国憲法の戦争放棄、戦力不保持条項によって継承している日本国政府は「核も戦争もない世界」を目指して国際社会をリードしなければならない立場にある。

日本政府が本条約に加わることは、核兵器保有国間の軍拡競争と軍事的緊張を和らげ、東アジア地域の平和と安定に向け大きく貢献することにつながる。また、被爆者を冷遇してきた政策の改善としても歓迎されるものである。世界へ、そして国内へもたらず前進的側面は計り知れない。

私たちは核兵器禁止条約の発効を心から歓迎し、苦難の道を歩んできた被爆者、平和を愛する多くの国民、核兵器廃絶という人類的課題に真摯に取り組む世界の人々とともに、日本政府が本条約に速やかに加入するよう求めるものである。

2020年11月15日
日本私立大学教職員組合連合
第33回定期大会